

出張面接審査・テレビ面接審査の利用拡大に向けて

審査第一部 調整課 企画調査班 企画第二係長 葛原 怜士郎

抄録

特許庁では、地方創生施策として「出張面接審査」・「テレビ面接審査」を積極的に実施しています。本稿では、「出張面接審査」・「テレビ面接審査」について、実施の背景、ユーザーの声、利用拡大に向けた新たな取組を紹介します。

1. はじめに

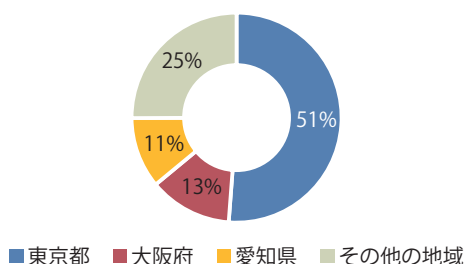
近年、日本経済の再生に向けて、「地方創生」を実現することが重要視されています。特許庁への特許出願件数や特許登録件数という観点から見てみると、日本人による年間出願件数や特許登録件数の内、半数以上が東京都の出願人によるものであり、東京都以外の地域の出願人とに差が生じています（図1）。このような状況において、地域の出願人を支援する「地方創生」施策を実施していくことが必要であり、その一環として、審査部では、地域の出願人の権利取得に資する「出張面接審査」・「テレビ

面接審査」を実施しています。

「出張面接審査」・「テレビ面接審査」は、遠隔地の出願人とも緊密なコミュニケーションをとることができ、幅広い地域における特許出願の権利化支援に資するものです。また、「日本再興戦略」や「知的財産推進計画2016」といった国家戦略においても、地域イノベーションの推進における重要な施策として定められています（表1）。

本稿では、審査部における地方創生施策としての「出張面接審査」・「テレビ面接審査」を利用するユーザーの声を紹介するとともに、ニーズに応える新たな取組を紹介します。

2015年都道府県別出願件数



2015年都道府県別登録件数

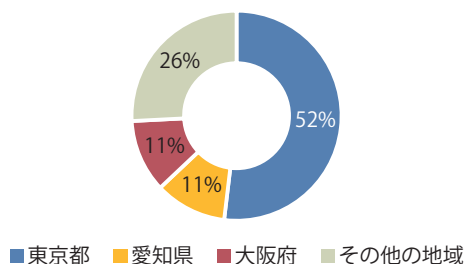


図1

表1

【日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－】
審査官が地方に向いてユーザーニーズを踏まえた迅速かつ的確な面接審査を実施するなど地方における権利化支援の推進に必要な審査体制の整備・強化を行い、2020年度までに1年あたりの面接審査件数を倍増させ1,000件（2014年度は約500件）とする。

【日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－】
中小企業における特許等の権利化・活用については、本年度から、中小企業を対象とする出張面接等の機会の充実、食品の機能性に着目して特許を認める運用の普及、中小企業支援機関との連携推進などを通して、中小企業の知財戦略の強化及び必要な審査体制の強化を図るとともに、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、本年度から知財戦略策定のための知財調査等の支援メニューの多様化を目指して検討を進め、来年度以降段階的に支援メニューを拡大する。

【知的財産推進計画2016】
地域における知的財産の権利化・活用支援」の観点で、「地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させる。

2. 面接審査の実績

ここでは、出張面接審査・テレビ面接審査を含む面接審査の実績について紹介します。

(1) 面接審査の実績

庁内で実施する通常の面接審査を含めた実績は、図2に示すように、年間4,000件前後で推移しています。

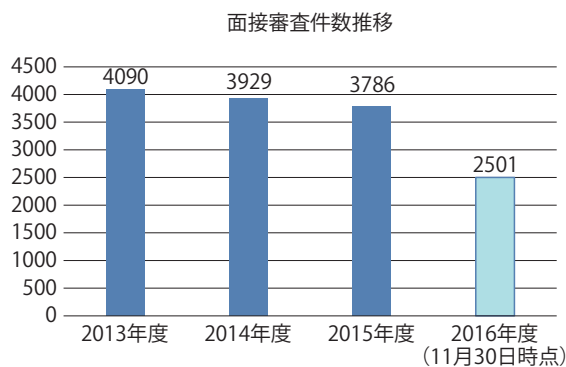


図2

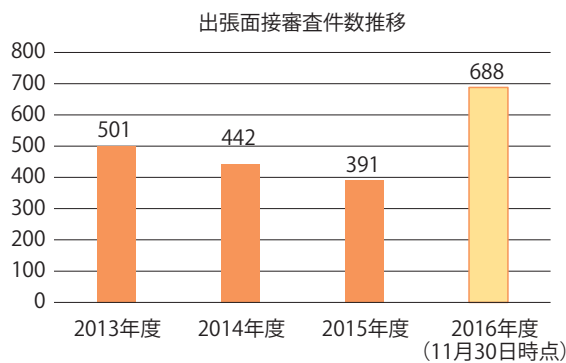


図3

(2) 出張面接審査の実績

出張面接審査の実績は、図3のように推移しています。特に、2016年度は11月30日時点での申請件数で約700件まで増加しており、「2020年度までに1年あたりの面接審査件数を倍増させ1,000件とする」という日本再興戦略に掲げた目標に着実に向かっています。これは、面接審査の要望があった際に、出張面接審査やテレビ面接審査を紹介して、利用を促すという取組を今年度から始めたことが大きく影響していると考えられます。その結果として、出張面接審査の実施回数(図4)を見てみると、2015年度の40回から、2016年度は11月30日時点で135回に増加した一方で、1回当りの出張面接審査で実施する件数は少なくなっています。

次に、出張面接審査を行っている出願人を都道府県別に見てみると、2015年度は図5、2016年度は図6のようになっています。図から分かるとおり、最も出張面接審査を実施しているのは2015年度、2016年度共に大阪府で、その他多く実施しているのは福岡県や、愛知県、広島県、京都府となっています。全体としては大阪府を含む近畿・関西地方のユーザーに多く利用されています。

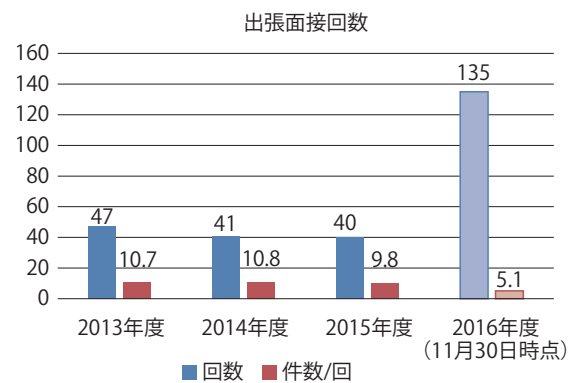


図4

2016年度 都道府県別出張面接審査の実施状況 (11月30日時点)

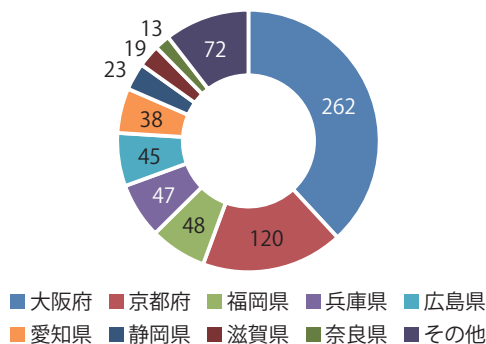


図5

2015年度都道府県別出張面接審査の実施状況

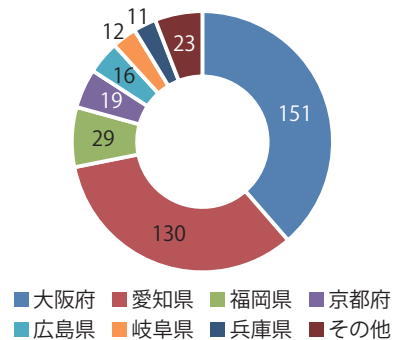


図6

(3) テレビ面接審査の実績

続いて、テレビ面接審査の実績を紹介します。実績件数は、図7から分かるように、出張面接審査に比べて少ないものとなっていますが、徐々に利用件数が増加しています。

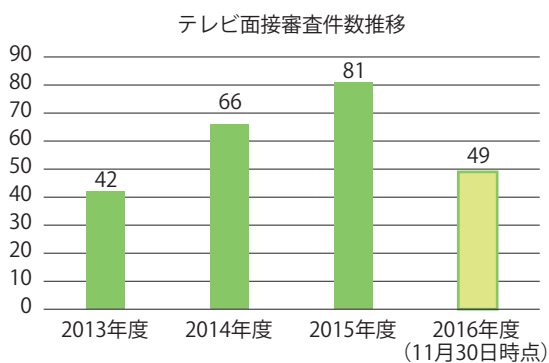


図7

3. 出張面接審査・テレビ面接審査の普及活動

特許庁では、面接審査に関する出願人のニーズ把握のために、全国の経済産業局特許室等と協力し、中小企業を主な対象とした面接審査に関するアンケートを実施しています。このアンケートから、中小企業といった出願件数の少ない企業には、出張面接審査やテレビ面接審査という施策がまだ十分に周知されているとはいえないという結果が示されています。

このような結果を踏まえ、特許庁では様々な普及活動に取り組んでいます。具体的には、平成27年度から開始している巡回特許庁や、実務者説明会等において、出張面接審査やテレビ面接審査について紹介するとともに、テレビ面接審査について、リーフレットやデモムービーを作成して普及活動を行っています。また、今年度からは、弁理士の研修においても、テレビ面接審査に関する講義を継続研修に採用してもらい、全国3カ所で周知活動を行いました。

さらに、このような講演以外の普及活動として、広報誌「とつきよ」を出張面接審査の特集記事¹⁾を

作成し、出張面接審査・テレビ面接審査のさらなる周知に取り組んでいます²⁾。

このような普及活動を通じて得た、出張面接審査を実際に利用した出願人の方々からいただいた意見を表2に示します。

表2

1	工場見学を同時に実施して、技術説明を効果的にすることができた
2	希望する時期に出張面接審査が行えるように、審査着手時期も柔軟に調整してもらえた
3	面接を行う会場の手配も不要で、費用・時間を節約することができた。
4	準備した補正書案に審査官からアドバイスをもらうことができた
5	東京に出向くことなく面接審査を実施して、スムーズに権利化することができた
6	審査官だけでなく代理人にも出張してもらう必要がある場合、負担が大きい

出張面接審査を利用した場合の出願人の主なメリットとして、費用・時間負担の削減ができることと、審査官が出願人の元へ出張することにより発明の試作品を用いて説明できることが挙げられます。

他にも、「権利化までに拒絶理由通知とその応答に複数回のやりとりが生じ権利化に時間を要していたため、出張面接審査によってコミュニケーションの改善に取り組んだ結果、過去最速で権利化を実現できた。メリットが大きかったのでまた活用したい」という声もいただいています。審査官が出張面接審査を実施する案件が、企業にとっては初めてのケースということも想定されますので、1件1件真摯に対応することも、出張面接審査の利用拡大に繋がっていくといえます。

一方で、出願人の所在地と代理人の所在地が離れている場合、出張面接審査を行う際に、代理人が出張するコストがかかるという意見も寄せられています。この意見に対応するため、後ほど紹介する新たな取組を開始しました。出張面接審査の利用拡大を進めるためには、今後もユーザーニーズに応じていく必要があります。

1) 「とつきよ vol.30」を参照。

2) 「とつきよ 平成25年12・1月号」では、テレビ面接審査の特集記事を掲載しています。

また、テレビ面接審査を実際に利用したユーザーや、テレビ面接審査のデモンストレーションで体験していただいた方々からは、表3に示した意見をいただいています。

表3

1	少ない経費で効果的に面接審査を行うことができた
2	事前に接続テストを行い、安心してテレビ面接審査に臨めた
3	従来のテレビ面接システムのイメージと異なり、最新のテレビ面接はスムーズな映像で対話できた
4	音声もクリアで十分コミュニケーションが取れた
5	ソフトウェアのインストール不要と知り驚いた
6	開発者や代理人がそれぞれの所在地から接続できるのは便利だ

テレビ面接審査は、利用した方や体験した方々から、有効であるという意見をいただいているものの、図7で示したように、実績件数が出張面接審査に比べて少ない状態です。これは、テレビ面接審査のシステム・制度の周知が十分でないためといえます。実際、巡回特許庁等でのテレビ面接審査のデモンストレーションの参加者から、どんなソフトウェアのインストールが必要であるのかという質問をされることが多くあります。また、テレビ面接審査を体験していただいた方からは、旧式のテレビ面接審査³⁾時代の映像や音声のイメージが残っており、現在のスムーズなテレビ面接システムに驚かれることも少なくありませんでした。

このように、出張面接審査・テレビ面接審査は、利点を幅広く周知する必要がありますので、今後も普及活動に努めて参ります。そして、審査官の皆様には、特許庁と離れた地域の出願人から面接審査を要請された場合、出張面接審査・テレビ面接審査という選択肢があることをご周知いただいているところ、引き続きご協力をお願いします。

4. 新たな取組

これまで紹介したように、出張面接審査やテレビ面接審査に関してユーザーからポジティブな意見を多くいただく一方で、利便性の面での改善要望や、特許を権利化した後の活用を支援して欲しいといったニーズも寄せられていました。

そこで、2016年11月に、これらのユーザーニーズに応えるべく、面接審査における新たな取組を策定・公表しました。ここからは、新たな取組について紹介します。

(1) 地域拠点特許推進プログラム⁴⁾

1つ目の取組として、地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設等が集まるリサーチパークや大学等といった企業等集積地域（以下、「地域拠点」）を対象に、出張面接審査と特許権に関するセミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を、2016年11月から開始しました。

本プログラムは、出張面接審査と特許権に関するセミナーを同時に開催することで、①地域における面接審査の充実による権利化を支援すること、②特許庁が実施している支援施策（PPHや早期審査、減免制度等）及び地域企業による特許権の活用事例等を紹介するセミナーによる特許制度の普及を目的としています。

本プログラムの申請要件は2つあり、1つ目は、地域の企業等が集まる地域拠点において、2以上の特許出願人が、それぞれ1件以上出張面接審査を実施することです。研究室等の開発・研究拠点が異なる場合には、出願人が同一となる大学等についても、出願人が複数であるものとして扱います。

2つ目は、特許セミナーの開催を希望することです。この特許セミナーには、出張面接審査を実施する企業だけでなく、地域拠点に所属する企業や研究拠点であれば誰でも参加可能としています。通常は、このようなセミナーに、審査官が参加する機会はほとんどありませんが、本プログラムでは審査官

3) 現在のテレビ面接審査のシステムは、2013年4月から開始しています。

4) https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/chiiki_tokkyosuisin_prog.htm

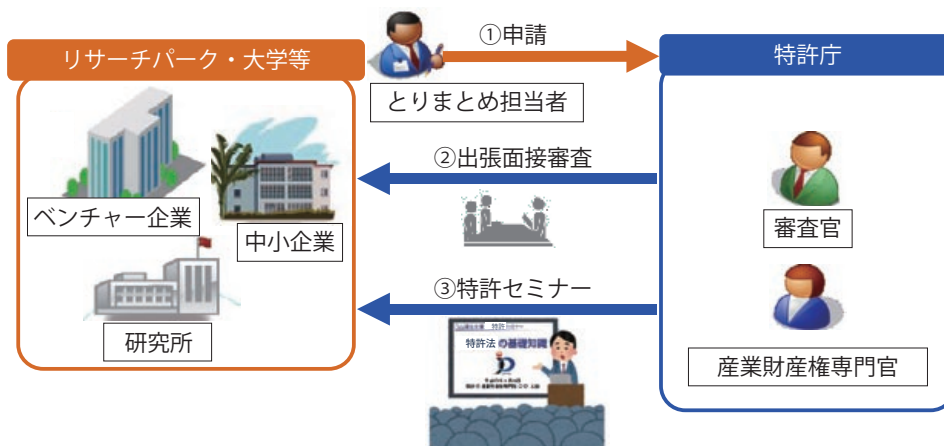


図8

は、現地で出張面接審査を実施しておりますので、セミナーにも協力をすることが可能となります。審査官から、特許審査等についての考え方を直接伝えることができることは、地域拠点の皆様にとって、将来的な権利取得・活用を進める上で、大きなメリットとなると考えています。また、審査官が、地域イノベーションが生まれる現場で、地域の皆様の声を直接聞く機会を持ち、それを実務へ生かしていただく機会を得ることも、この取組の狙いです。

このように、審査官の貢献の下、地域拠点の企業との出張面接審査を通じて特許の権利取得を推進するとともに、特許セミナーを通じて、地域拠点全体の皆様が特許の権利取得・活用に関する知識を習得し、地域イノベーションの活性化に繋がれることができるよう本プログラムを実施して参ります。

(2) 出張面接審査におけるテレビ面接審査の活用

2つ目の取組は、出張面接審査において、テレビ面接審査による参加を可能とすることです。この取組は、3.で紹介した出張面接審査利用者のニーズに応えるものでもあります。

これまで、出張面接審査を行う場合、出願人や代理人、開発者、審査官の全員が会議室等に来る必要がありました。しかし、出願人の所在地と開発者や代理人の所在地が離れている場合には、出張面接審査の際に代理人や開発者も出張する必要があり、場合によっては開発者が出張面接審査に参加できないこともありました。このような状況を改善して欲しいというニーズに応えるために、平成28年11月から出張面接審査にテレビ面接システムを介して参加できるように対応しました(図9)。例えば、出願

人と代理人の所在地が近隣にあり、開発者の所在地が離れている場合、審査官は出願人及び代理人の所在地近隣まで出張し、会議室で合流します。そのうえで、会議室に準備したPCと開発者の所在地のPCを、特許庁のテレビ面接システムにより接続することで、開発者もテレビ面接システムを介して参加することが可能になります。

また、後述する特許室やINPIT近畿統括拠点(仮称)で提供するテレビ面接審査用端末を利用していただくことで、より簡便に出張面接審査においてテレビ面接システムを活用できるよう対応する予定です。

この取組は、これまで関係者が離れており、利用に踏み切れずにいた出願人と出張面接審査を積極的に実施していくことが狙いです。また、出張面接審査で工場見学や開発現場の見学を併せて行い、審査官が様々な地域イノベーションに触れる機会を充実することにも繋がっていきたいと考えています。



図9

(3) 特許室・INPITでの支援体制

3つ目に紹介するのは、全国9箇所(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄)の経済産業局特許室と、平成29年10月までに大阪に新設される、INPIT近畿統括拠点(仮称)での面接審査の支援です。

特許室では、平成29年4月から、テレビ面接審査用のPC端末提供と、テレビ面接審査スペースを設置することを予定しております。

また、INPIT近畿統括拠点(仮称)では、出張面接審査室とテレビ面接審査室の設置を予定しています。2.(2)で示した、出張面接審査の利用率が高い近畿・関西地方の出願人が出張面接審査室やテレビ面接審査室を活用することで、より簡便に出張面接審査やテレビ面接審査を実施することができるようになります。

特許室及びINPIT近畿統括拠点(仮称)では、テレビ面接審査用のPC端末を提供するとともに、職員がテレビ面接審査を行う際の接続等のセットアップの補助も行います。これにより、テレビ面接審査を行ったことのない出願人や、テレビ面接審査用のPC端末を備えていない出願人も安心してテレビ面接審査を行うことができるようになります。また、4.(2)で紹介した、出張面接審査においてテレビ面接審査を活用する場合にも、特許室やINPIT近畿統括拠点(仮称)が提供するテレビ面接審査用のPC端末を利用することで、出張面接審査においてより安定した接続環境でテレビ面接システムを活用することもできます。

さらに、INPIT近畿統括拠点(仮称)では第1,第3金曜日を出張面接審査の重点実施日に設定することとしています。出張面接審査は、常時受け付けてはいるものの、「巡回特許庁の際にしか実施していないのではないか」といった誤解や「いつでも良いと言われると逆に日付を指定しづらい」といった意見もあります。また、そもそも出張面接審査という取組自体を知らない方もいます。重点実施日が、日程設定の目安となることで、出張面接審査の活用を促していきたいと考えています。

特許室及びINPIT近畿統括拠点(仮称)での支援体制を活用することで、審査官の皆様には、一層ユーザーニーズに合わせた出張面接審査・テレビ面接審査を実施していただくことが可能となります。

特許庁審査部は、テレビ面接審査の環境を充実させ、より幅広いユーザーにテレビ面接審査を活用いただけるよう、特許室・INPIT近畿統括拠点(仮称)と協力して参ります。

5. 今後の展望

面接審査は、出願人側の需要があって初めて成立するものですので、日本再興戦略や知的財産推進計画において掲げたような、出張面接審査・テレビ面接審査の充実を実現するためには、出願人からの需要を着実に増やすことが課題となります。この点については、広報誌「とっきょ」での取材活動や、巡回特許庁でのテレビ面接審査デモンストレーション等を通じて得たユーザーの声から、出張面接審査やテレビ面接審査といった地方創生施策が、地域の出願人にとって有益であり、出願人の潜在的なニーズも高いと確信しています。一方で、その周知は依然不十分であるといえます。

したがって、今後の目標としては、このような潜在的なニーズを持ったユーザーへの周知を強化するとともに、「4.新たな取組」で紹介した施策、審査官の皆様が日々実施している種々の面接審査などを通じ、出張面接審査・テレビ面接審査の魅力を実感していただき、繰り返し利用していただくことで地域の出願人に対する特許審査を充実したものとすることです。

審査官の皆様には、出張面接審査・テレビ面接審査が地方創生に貢献しているという認識の元取り組んでいただけますよう、引き続きご協力をお願いします。

profile

葛原 怜士郎(くずはら れいじろう)

2011年4月 特許庁入庁(特許審査第二部搬送組立)

2015年4月 審査官昇任(審査第二部搬送組立)

2016年7月 審査第一部調整課企画調査班企画第二係長(現職)